

社会福祉法人宮城福祉会
役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮城福祉会（以下、「法人」という）定款第9条および第23条第1項の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、報酬等を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については職員給与等支給規則第19条の規定に準ずる額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が会議に出席した場合には、職員旅費規程に基づき、交通費を支給する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、職員給与等支給規則第5条に準ずる。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り上げるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(関係規程の廃止)

- 2 次に掲げる規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。
 - ① 役員等費用弁償規程(昭和62年2月10日施行)
 - ② 理事長で常勤のものとの給与及び旅費に関する規程(平成26年5月11日施行)

別表1 (常勤役員等の報酬)

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|-------------|
| 理事長 | 月額 500,000円 |

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出席 | 10,000円 |

(2) 理事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出席 | 10,000円 |

(3) 監事

| | 日額 |
|------------------------------------|---------|
| 監事会への出席 | 22,000円 |
| 上記の他、理事会・評議員会への出席及び法人並びに施設業務のための出席 | 10,000円 |